



令和3年7月21日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿



全国青年税理士連盟
会長 森岡 崇
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10 下田ビル 7F
電話 03-3354-4162



税理士法第二条の三についての機関決定の撤回を求める要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき誠にありがとうございます。

6月23日貴会理事会において下記税理士法改正について機関決定されたことに対しては、次の通り問題があり当然に認められるものではないため、撤回いただくよう強く要望いたします。

(税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等)
第二条の三 税理士は、第二条の業務を行うに当たっては、同条一項各号に掲げる事務及び同条第二項の事務における電磁的方法（電磁情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法をいう。第四十九条の二第二項第八号について同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。

1、税理士は税理士法第一条に定めるように、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」としており、納税者の利便の向上を図ることについて反対するものではないが、これを担うのは「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」を使命として掲げている国税庁の役割である。このような国税庁の役割を税理士も担うというこの改正は、独立した公正な立場である税理士の立場を揺るがすことになり、税理士法第1条に反するため、到底受け入れることはできない。

2、税理士の業務の改善進歩を図ることは税理士会の役割であり、税理士の業務を定める2条関連に含めるべき内容ではない。

3、この改正がまかり通れば今後、「納税義務者の利便の向上のため」という文言を使用すればどのような内容であっても否定できない状況になる恐れがあり、この改正は蟻の一穴となりえるため到底受け入れることはできない。

以上